大阪府公民戦略連携デスク スーパーアドバイザー等設置要綱

（目的）

第１条　大阪府における公民連携の取組みをさらに拡げていくため、財務部行政経営課公民戦略連携デスク（以下、「デスク」）にスーパーアドバイザー及びエグゼクティブアドバイザー（以下、「スーパーアドバイザー等」）を置く。

（職務）

第２条　スーパーアドバイザーは、デスクが所掌する業務のうち、先進的かつ効果的な公民連携の推進に関することその他デスクの求める事項について、デスクや企業・大学等に助言を行う。

２　エグゼクティブアドバイザーは、スーパーアドバイザーの職務に加え、デスクや企業・大学等への提案及びその実現に向けた支援を行う。

（選任）

第３条　スーパーアドバイザーは、企業または大学の経営ないし勤務経験をもち、企業または大学の経営と公民連携に対する高い識見を有する者その他課長が適当と認める者のうちから、課長が選任する。

２　エグゼクティブアドバイザーは、スーパーアドバイザーの経験者のうちから、必要に応じて課長が選任する。

（任期）

第４条　スーパーアドバイザー等の任期は、課長が選任した日からその日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

（報酬）

第５条　スーパーアドバイザー等は、無報酬とする。

（実費弁償）

第６条　職務に必要な旅費、その他経費について、府は負担しない。

（災害補償）

第７条　スーパーアドバイザー等が職務中に災害を受けた場合、府は補償しない。

（秘密の保持）

第８条　スーパーアドバイザー等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、その職務を退いた後においても同様とする。

（地位乱用の禁止）

第９条　スーパーアドバイザー等は、その地位を利用して自らが経営・雇用されている企業やその商品の宣伝をしてはならない。

（解任）

第10条　スーパーアドバイザー等が次のいずれかに該当することとなったときは、任期中にかかわらず、解任することができる。

一 スーパーアドバイザー等が在任中であって、前条の義務に反したと認められるとき

二　スーパーアドバイザー等として、その職の信頼を傷つけ、または、その職全体の不名誉となるような行為をしたとき

三　スーパーアドバイザー等が経営・雇用されている企業が、社会的信頼を失ったとき

四　スーパーアドバイザー等から辞任の申し出があったとき

五　心身の故障のため、スーパーアドバイザー等としての職務ができないと課長が認めるとき

六　スーパーアドバイザー等の名において、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次のイからホまでに掲げる行為をしたとき

イ　公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘する行為

ロ　署名運動

ハ　寄附金その他の金品の募集又は配布

ニ　会場での文書、図画、音盤又は形象の作成、回覧、配布、朗読又は掲示その他会場の施設の利用

ホ　政治上の主義主張又は政党その他の政治的団体の表示に用いられる旗、腕章、記章、えり章、服飾その他これらに類するものの着用、表示、制作又は配布

七　前六号に掲げるもののほか、スーパーアドバイザー等がその適格性を欠くと課長が認めるとき

　附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

　附則

　　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附則

　　この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附則

　　この要綱は、令和6年3月14日から施行する。